



TOHO Lab News

東邦微研ニュース

「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」の公布について

「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」が、平成28年7月1日から施行されることになりましたので、お知らせします。

水質汚濁防止法に定める有害物質のうち、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（以下「硝酸性窒素等」という。）については、

- ・ほう素及びその化合物：10mg/L※1（230mg/L※2）
- ・ふっ素及びその化合物：8mg/L※1（15mg/L※2）
- ・硝酸性窒素等：100mg/L

※1：海域以外の公共用水域に排出されるもの

※2：海域に排出されるもの

とする一般排水基準が平成13年7月1日より適用され、併せて、この基準に直ちに対応することが困難な40業種については、3年間の期限で暫定排水基準が設定されました。

その後3年ごとの見直しを経て、現在13業種について暫定排水基準が設定されています。今般の改正は、現行の暫定排水基準が平成28年6月30日をもって適用期限を迎えることから、期限後に適用される基準について定めるものです。

改正内容の概要

現在暫定排水基準が設定されている13業種のうち、1業種（粘土かわら製造業）については暫定排水基準から一般排水基準へ移行します。

また、残る12業種のうち7業種については、一部の項目について現行の暫定排水基準が強化されます。

その他5業種については現行の暫定排水基準を維持し、適用期限を3年間延長します。

今後の予定

平成28年7月1日から施行

環境省・資料

[\(別添1\) 改正省令概要 \[PDF 17 KB\]](#)

[\(別添2\) 条文 \[PDF 26 KB\]](#)

[\(別添3\) 新旧対照表 \[PDF 37 KB\]](#)

[\(別添4\) 参照条文 \[PDF 12 KB\]](#)

[\(別添5\) 「ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る暫定排水基準の見直し案について」に対する意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について \[PDF 9 KB\]](#)

検査内容、お見積りなど、お気軽に営業部までお問い合わせ下さい。



〒556-0001 大阪府大阪市浪速区下寺3-11-14 担当：営業部

TEL：06-6648-7157 FAX：06-6636-9266

E-Mail：toholab@toholab.co.jp HP：<http://www.toholab.co.jp>

フリーメールアドレス(G-MailやYahoo mail等)には、社内セキュリティにより返信できません。

発信アドレスは、所属機関やプロバイダーのメールアドレスをご使用ください。

TOHO Biological Laboratories Co.,Ltd. ISO9001認証取得



■許認可・登録

- ・登録衛生検査所（微生物）
- ・建築物飲料水水質検査業
- ・環境計量証明事業登録
- ・厚生労働省登録水質検査機関
- ・温泉成分分析機関
- ・食品衛生法登録検査機関